

3 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

(1) 就学前教育

【「新新子どもプラン（平成17～21年度）」の実績・成果】

保育所、幼稚園においては、子どもの健やかな育ちを支援するため、さまざまな遊びや体験を通じて、「生きる力」の基礎づくりに取り組むなど、教育内容を充実させるとともに、保育士や幼稚園教諭に対しては、合同研修を含む多様な研修を行い、その資質や専門性の向上に努めました。

あわせて、就学前教育の質の確保と向上を図るため、教育内容などについて、保育所においては自己評価や第三者評価を実施し、幼稚園においては自己点検や自己評価を進めてきました。

また、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、保育所、幼稚園、小学校との連携に取り組みました。具体的には、市内3箇所の実践校区において、乳幼児、児童、職員相互の交流活動に取り組み、その内容や実践研究の成果を報告書にまとめた上、市内全保育所・幼稚園・小学校に配布し、それぞれの地域での実践を広く呼びかけました。

このように、保育所、幼稚園における就学前教育の充実とともに、就学前教育から小学校教育への円滑な接続のための取り組みが促進されました。

一方で、次のような現状・課題が見られます。

【現状・課題】

ア 就学前教育

少子化や核家族化など、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、生涯にわたる人間形成の基盤として、保育所、幼稚園における就学前教育について、その重要性がさらに高まっています。



子どもの健やかな育ちを支援するため、保育所、幼稚園における就学前教育について、さらなる質の確保と向上を図る必要があります。

イ 就学前教育から小学校教育への接続

子どもたちの乳幼児期からの成長過程において、コミュニケーション能力の低下、規範意識の欠如等さまざまな課題が生じています。特に、小学校への入学にあたり、着席できない、教師の話が聞けないといった児童が一部で見られます。



就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、保育所、幼稚園と小学校の連携を、より密にする必要があります。

以上のことを踏まえて、次のような施策に取り組みます。

【施策の方向性・柱】

『質の高い就学前教育の実現と、保育所、幼稚園、小学校の連携の拡充』

① 保育所、幼稚園における就学前教育の充実

保育士や幼稚園教諭の専門性の向上等により、保育所、幼稚園における就学前教育の質の確保と向上を図ります。

② 保育所、幼稚園、小学校の連携の拡充

就学前教育から小学校教育への円滑な接続により、連続性のある教育をより一層推進します。また、教育に必要な情報伝達を行う仕組みとして、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録を作成・活用します。

【成果の指標（目標）】

- i) 保幼小連携事業を実施する保育所、幼稚園、小学校の割合
(20年度：83.1%⇒26年度：95.0%)

具体的な取り組み

※ 網かけの事業は、新たに取り組む、拡充を図るまたは引き続き重点的に取り組むもの

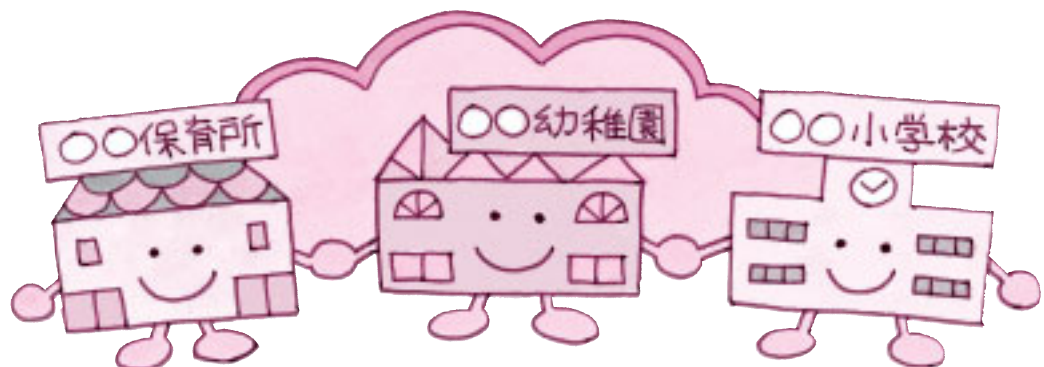
① 保育所、幼稚園における就学前教育の充実

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	研修内容の充実（保育所） 《再掲》 (子ども家庭局・保育課)	施設長や保育士等の資質向上のため、北九州市社会福祉研修所の研修について、その効果を検証しながら内容等の検討を行い、一層の充実を図ります。 具体的には、相談技術、児童虐待問題、情報化や国際化等の研修を充実します。 また、市内外で行われる専門研修に積極的に参加します。
2	児童福祉施設等第三者評価事業《再掲》 (子ども家庭局・保育課、子育て支援課)	保育所や児童養護施設等について、より適切な情報の提供や、サービスの質の向上を図るため、第三者評価事業の一層の普及を図ります。
3	幼児教育の振興 (教育委員会・企画課)	幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園に対して助成を行います。 ○ 幼稚園施設の設備や備品、教材等の購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備するとともに、教諭の指導力、資質の向上を図るため、公私幼稚園合同研修（新採研修等）の実施や研修参加等へ補助
4	私立幼稚園における学校評価の実施 (教育委員会・企画課)	教育活動や幼稚園運営の目標を設定し、達成状況等を評価することにより、継続的な改善を図ります。 また、自己評価と学校関係者による評価を行い、その結果を公表することにより、保護者等から理解と参画を得て、幼稚園・保護者・地域の連携による幼稚園づくりを進めます。 【自己評価の実施園数】 20年度：50園⇒26年度：103園（全幼稚園） （毎年度103園）

5	<p>新しい時代に対応した公立幼稚園における教育の推進</p> <p>(教育委員会・企画課、指導第一課)</p>	<p>幼児教育の充実を図ることを目的として、全市的に取り組むべき課題解決に向けた検討を行います。</p> <p>特に、「小学校教育への円滑な接続を見通した発達段階に応じた幼児教育の在り方」、「特別な支援を要する子どもたちに対する教育の在り方」等について重点的に取り組みます。</p> <p>また、公立幼稚園の適正配置も併せて検討します。</p>
---	--	--

② 保育所、幼稚園、小学校の連携の拡充

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	<p>保育所、幼稚園、小学校の連携【拡充】</p> <p>(子ども家庭局・保育課、教育委員会・企画課、指導第一課)</p>	<p>子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、子どもを健やかにはぐくむために保幼小間が連携し、保育所、幼稚園の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保幼小連携事業 平成20年度に実践校区で作成した報告書を活用し、本市における保幼小の連携の質の向上と全市への拡大 ○ 幼児教育から小学校教育への情報伝達体制の整備 幼児教育から小学校教育へと子どもの発達や学びの連続性を保障するために、教育に必要な情報伝達を行う仕組みとして、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録を作成・活用 <p>【保幼小連携事業を実施する保育所、幼稚園、小学校の割合】 20年度：83.1%⇒26年度：95.0%</p>



(2) 青少年の健全育成

※ 青少年…0歳からおおむね30歳未満までの者

【「新新子どもプラン（平成17～21年度）」の実績・成果】

核家族化や少子高齢化等による社会の変化の中で、主体的・意欲的に生きるたくましい青少年を育てていくため、青少年に対してボランティア体験活動や自然体験などの社会体験活動の機会を提供するとともに、その充実にも取り組みました。

また、子ども会をはじめとした青少年団体への支援等により、地域において子どもを健全に育成するための環境を整えることができるよう取り組みました。

青少年を、シンナー乱用をはじめ非行等から守る取り組みとしては、少年補導委員による地域での補導活動や、青少年に悪影響を与える環境の浄化活動、学校における「薬物乱用防止教室」を行いました。シンナー等乱用で検挙補導された少年は、最近10年間ではピークである平成15年の349人から、平成20年は約10分の1（37人）に減少しています。

また、たばこ等の関係業界や青少年団体、学校等からなる懇談会を設置し、シンポジウムを開催するなど、青少年を取り巻く有害環境の危険性等について、より積極的に市民に周知しました。

さらに、いじめや不登校、ひきこもり、非行等のさまざまな問題を抱えた子どもに対応するため、少年支援室においてカウンセリングや体験活動プログラムの実施等をはじめとした教育相談事業を行うとともに、市立中学校へのスクールカウンセラーの配置等を行いました。

このように、地域社会全体で青少年の健全育成に取り組む視点に立ち、「子どもの健やかな成長を支える環境づくり」に努めました。

一方で、次のような現状・課題が見られます。

【現状・課題】

ア 社会体験活動等

近隣の大人との間に声かけなどのコミュニケーションがない子どもや、日常的に異年齢の友達とふれあっていない子どもが増えています。また、約7割の小学生が子ども会に入ったことがないなど、青少年の健やかでたくましい成長に欠かせない地域社会等における体験活動等の機会が減ってきています。

一方、このような青少年の体験活動を支える少年自然の家等の青少年教育施設の多くは建設後30年以上が経過しており、建物、設備等の老朽化が進んでいます。



青少年が、さまざまな社会体験活動などを、日常的、継続的に取り組めるような仕組みづくりを進める必要があります。

青少年教育施設の整備・充実を図る必要があります。

イ 青少年が抱える問題等

不登校やひきこもり等、問題や悩みを抱える青少年が増加傾向にあります。特に、少年支援室を利用する不登校児童生徒の中には発達障害などが原因で個別対応の必要な子どもが増加しています。



不登校やひきこもり等の問題を抱える青少年に対して立ち直りへの支援を行う必要があります。

ウ 青少年を取り巻く有害環境

福岡県では、シンナー等乱用少年の検挙補導者数は、平成20年で163人と依然として他の都道府県に比べて多く、その内の37人（22.7%）を本市の少年が占めています。また本市では、不良行為で補導された少年の50.5%が深夜はいかいで、42.9%が喫煙です。そのほか、平成20年の全国データでは、インターネット上の有害情報（出会い系サイト）にアクセスし被害にあった者の85.0%が18歳未満です。



青少年を取り巻く有害環境の浄化や規範意識向上のための啓発活動を強化する必要があります。

エ 少年犯罪や非行

福岡県の刑法犯少年の非行者率（10歳から19歳までの少年人口1,000人あたりに刑法犯少年が占める割合）は14.1人（平成20年）と、依然として全国平均8.8人よりも多く、約5割が中学生で、約3割が高校生です。また、本市では、刑法犯少年の約7割が初発型非行（万引き、自転車盗など）であり、規範意識が希薄になるなど憂慮すべき状況です。



街頭補導や見守り活動を強化するとともに、立ち直りのための対策が必要です。

以上のことを踏まえて、次のような施策に取り組みます。



【施策の方向性・柱】

『家庭・地域・学校・行政等の連携による、青少年健全育成のための社会環境づくり』

① 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供

次世代を担う青少年が社会とのかかわりを自覚し、自己を確立・向上していけるよう、青少年に豊富な社会体験活動等の機会や場を提供します。

また、青少年の体験活動を支える少年自然の家等の青少年教育施設の再整備を進めます。

② 不登校、ひきこもり等の問題を抱える青少年の自立支援の強化

不登校やひきこもり等に対応するための支援体制の充実や、ボランティア活動をはじめとしたさまざまな社会体験活動の場の提供など、問題を抱える青少年の自立支援のための施策を強化します。

③ 青少年を取り巻く有害環境浄化への取り組みの推進

青少年を取り巻く有害環境に対応するため、有害環境の浄化とともに、青少年自身や保護者の規範意識の向上のための施策を進めます。

④ 非行少年等に対する支援の推進

家庭や地域等の社会全体で青少年を見守る体制を整えることにより、非行・不良行為少年の減少を目指します。また、非行等問題を抱える少年のため、関係機関と連携し、立ち直りのための対策を推進します。

【成果の指標（目標）】

- i) 青少年ボランティアステーションにおけるボランティア体験活動者数
(延べ人数)(20年度：1,952人⇒26年度：3,200人)
- ii) 不登校児童生徒数(20年度：834人⇒25年度：750人)
- iii) いじめ認知件数(20年度：150件⇒25年度：120件)
- iv) シンナー等薬物乱用少年の検挙補導者数(20年：37人⇒撲滅)
- v) 刑法犯少年の検挙補導者数(20年：1,879人⇒減少)

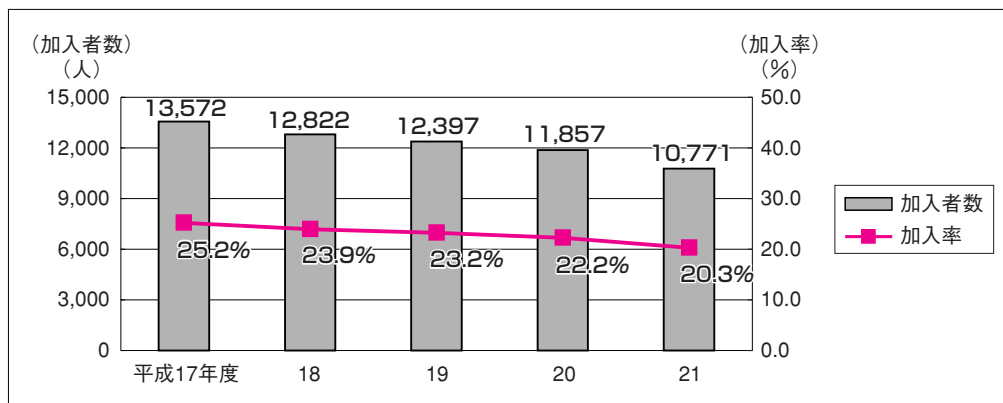
〔参考データ〕

○ 子ども（小学生）の地域とのつながり

	ほとんど無い	まったく無い
近隣の大人とのコミュニケーション	11.6%	2.0%
異年齢の子どもとの日常的な活動	15.4%	4.2%

資料：北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査（平成20年度）」

○ 子ども会の加入者数・加入率



注：加入者数は小学生会員数。 加入率＝加入者数÷市内の児童数

○ 市立小中学校での不登校児童生徒数

	平成18年度	19	20
小学生	66人	70人	72人
中学生	553人	553人	762人
計	619人	623人	834人

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

注：長期欠席者のうち、「不登校」を理由として報告されている児童生徒数

○ 市立小中学校でのいじめ件数

	平成18年度	19	20
小学生	290件	96件	45件
中学生	352件	141件	105件
計	642件	237件	150件

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

○ 不良行為少年の行為別補導者数（人数と割合）

喫煙	深夜はいかい	不良交友	飲酒	怠学	その他	計
8,154人	9,611人	432人	240人	313人	278人	19,028人
42.9%	50.5%	2.3%	1.3%	1.6%	1.4%	100.0%

資料：福岡県警察調査（平成20年）

○ 携帯電話の所有およびフィルタリングの設置率

	小学生	中学・高校生
携帯電話の所有率	17.4%	66.6%
フィルタリングの設置	74.7%	45.9%

資料：北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査（平成20年度）」

注：所有率は「いつも持たせている」と「必要なときに持たせている」人数の割合

○ シンナー等乱用少年の検挙補導者数

平成15年	16	17	18	19	20
349人	238人	163人	90人	60人	37人

資料：福岡県警察調査

注：人数には、折尾署の管轄である遠賀郡と中間市の数を含む。

○ 刑法犯少年の学職別検挙補導者数（人数と割合）

児童・生徒等				一般少年		計
小学生	中学生	高校生	その他	有職	無職	
82人	910人	518人	71人	185人	113人	1,879人
4.4%	48.4%	27.6%	3.8%	9.8%	6.0%	100%

資料：福岡県警察調査（平成20年）



具体的な取り組み

※ 網かけの事業は、新たに取り組む、拡充を図るまたは引き続き重点的に取り組むもの

① 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供

【青少年の体験活動の推進】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	社会体験活動を通じた青少年健全育成のための新たな仕組みづくり【拡充】 (子ども家庭局・青少年課)	青少年が地域において日常的・継続的に社会体験活動を行うことができる環境づくりをはじめ、放課後児童クラブの運営や地域の青少年活動等をサポートすることができる青年リーダーの養成などの新たな仕組みづくりにより、より多くの青少年に社会体験活動の機会を与えることで、健全育成を図ります。
2	青少年の家の整備・充実【拡充】 (子ども家庭局・青少年課)	<p>青少年の家は、施設周辺の豊かな自然の中で、野外活動や集団生活などの体験を通して、規律、協同、友愛、奉仕の精神を学び、心身ともにたくましい青少年の育成を目的とした社会教育施設です。</p> <p>近年の少子化などの社会の変化や青少年のさまざまな体験不足が言われる中、市民の新たなニーズや老朽化に対応するため、青少年の家の整備、充実を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給排水や空調設備などの老朽化や新たなニーズ（家族利用や小グループ利用）への対応を図り、特に快適に施設を利用してもらうようバリアフリー化やトイレの改修などを実施
3	児童文化科学館の整備・充実【拡充】 (子ども家庭局・青少年課)	<p>児童文化科学館では、科学教育の振興、児童文化の向上を図るため、プラネタリウム、展示物、科学教室などの体験を通じた科学事業、演劇会などの文化事業を開催します。</p> <p>また、展示物やプラネタリウム機器等についても整備を行います。</p>
4	児童館の事業の充実 (子ども家庭局・子育て支援課)	<p>児童の健全育成を促進する地域の拠点施設である児童館は、現在、小学生の利用が中心となっていますが、未就学児を持つ保護者からのニーズも高まっています。</p> <p>そこで、子育て支援の一環として、小学生の利用が少ない平日の午前中などに、未就学児の親子向けの講座や教室などを実施し、充実を図ります。</p> <p>また、中高生などの居場所となるよう、行事プログラムの開発等を行います。</p>

<p>5</p>	<p>青少年ボランティアステーション推進事業 (子ども家庭局・青少年課)</p>	<p>青少年の成長に欠かすことのできないさまざまな体験活動等を通じ、青少年が社会の構成員として、規範意識や社会性、協調性等を身に付けることができるよう、青少年ボランティアステーションを拠点に、青少年のボランティア体験活動を支援、促進します。</p> <p>また、ひきこもりや非行等の問題を抱える少年の社会的自立を支援するため、社会参加ボランティアプログラムを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年に関するボランティア活動についての情報収集・提供、相談・支援 ○ 個人や団体、学校などとの交流促進によるネットワークの構築など <p>【ボランティア体験活動者（延べ人数）】 20年度：1,952人⇒26年度：3,200人</p>
<p>6</p>	<p>青少年施設ボランティア養成事業 (子ども家庭局・青少年課)</p>	<p>青少年施設をボランティア活動の場として積極的に提供するとともに、ボランティアに関する研修等を行うことで、青少年の健全育成や社会参加等を支援します。</p> <p>【施設ボランティア登録者数】 20年度：254人⇒26年度：300人</p>
<p>7</p>	<p>北九州市青少年ボランティア奨学金事業 (子ども家庭局・青少年課)</p>	<p>さまざまなボランティア活動への青少年の参加促進と人材の育成・確保のため、優れた活動を行っている生徒・学生に対して、奨学金を給付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支給対象者：市内に1年以上居住または保護者が市内に1年以上居住する高校生・大学生などで、継続して社会貢献活動を行い、顕著な実績のある者
<p>8</p>	<p>野外教育等推進事業 (子ども家庭局・青少年課)</p>	<p>青少年施設での自然体験活動や共同生活体験等を通して、青少年が自然を大切にできる心や協調性等の「生きる力」を身に付けることを目的に、登山やキャンプ、野外調理等の野外教育事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然に親しむ親と子のつどい・子どもチャレンジ・わんぱく大集合等 <p>【施設利用者延べ人数（青少年の家および少年自然の家4施設合計）】 20年度：119,325人⇒26年度：122,000人</p>

9	<p>チャレンジ100キロ ～歩け北九州っ子若武者の旅～ (子ども家庭局・青少年課)</p>	<p>4泊5日の共同生活をしながら、市内の山々の登山を含む全行程100キロを歩き通すことに挑戦することにより、心身ともにたくましい子どもの育成を図ります。</p> <p>【参加者数】 20年度：96人⇒現状維持（毎年度100人）</p>
10	<p>中高生の居場所づくりの推進 (子ども家庭局・青少年課)</p>	<p>夜宮青少年センターにおいて、中高生が、気軽に学習やスポーツ、文化活動、仲間との懇談等を行える環境を整えることにより、中高生の居場所づくりを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 夜宮「中高生クラブ」の実施 ○ 夜宮中高生講座の実施 ○ ボランティア事業との連携
11	<p>福祉・ボランティア教育用副読本の作成 (保健福祉局・総務課)</p>	<p>福祉・ボランティア教育用副読本「やさしさのあるまちづくり」を作成し、市内小・中・特別支援学校・関係機関（社会福祉協議会・ボランティア団体など）に配布します。</p> <p>【配布学校での授業中の使用率】 20年度：8割⇒26年度：9割以上</p>
12	<p>夏休み子どもバスぼ～と (交通局・業務課)</p>	<p>子どもの社会参加、自立、自主性の育成に貢献するとともに、子育てに対する保護者の経済的負担や送迎の負担を軽減するため、夏休み期間中に小・中学生向けに、1日乗車券の料金（小学生350円・中学生700円）で、7日間市営バスの全路線（エアポートバスを除く）乗り放題の乗車券を発売します。</p> <p>【販売枚数】 20年度：478枚⇒26年度：1,000枚 (毎年度1,000枚)</p>
13	<p>家庭・地域・学校の連携推進 (教育委員会・企画課、生涯学習課)</p>	<p>子どもの生きる力をはぐくみ、心豊かでたくましい子どもを育てるため体験活動の機会の充実や、地域ぐるみで子どもを見守る「あいさつ運動」など、地域や家庭と学校が一体となった取り組みを推進し、地域の教育力の向上を図ります。</p> <p>【地域・子ども交流事業実施箇所（市民センター）】 20年度：117館⇒26年度124館 (毎年度124館)</p>

【青少年の活動を支える地域団体への支援】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
14	<p>児童健全育成ボランティア 推進事業 (子ども家庭局・子育て支 援課)</p>	<p>児童館における児童健全育成活動や子育て支援活動 をより充実し、地域全体に広げていくために、児童館 を拠点として活動しているボランティア組織である 「みらい子育てネット(母親クラブ)」の活動を支援し、 その充実を図ります。</p>
15	<p>子ども会等地域活動推進事業 (子ども家庭局・青少年課)</p>	<p>子どもの地域での活動を活性化するため、地域で子 どもたちが活動し成長する環境づくりや、そのような 活動に携わる市民への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での子どもの遊びを支援し活性化するため、 遊びの達人派遣事業を実施 ○ 子どもの地域での活動の大切さを啓発する、出 前講演などの実施 ○ 子ども会などの設立支援 等
16	<p>遊びの広場促進事業 (子ども家庭局・青少年課)</p>	<p>異年齢集団での活動や自然体験などの各種体験活動 を促進し、子ども会をはじめとした青少年団体等の活 動の活性化を図るため、市内の団体・グループが子ど ものために行う事業の中から、地域の特色を活かした 活動など、他のグループ活動の参考になる事業に対し て支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 活動に対する補助金の交付（総事業費の50% 以内、上限20万円） ○ 子どものユニークな活動事例の紹介 <p>【助成団体数】 20年度：6団体⇒26年度：10団体 (毎年度10団体)</p>
17	<p>青少年団体指導者養成総合 事業 (子ども家庭局・青少年課)</p>	<p>子ども会等の青少年団体において指導にかかわる人 や、子どもの育成活動に関心を持つ人等を対象に、指 導者としての資質向上を目的とした研修等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年団体指導者講習会 ○ 青年グループリーダー研修会 <p>【受講者数(延べ人数)】 20年度：141人⇒26年度：240人</p>

18	青少年団体育成補助金 (子ども家庭局・青少年課)	青少年の健全育成や非行防止活動を推進するため、青少年団体の運営や活動に対して補助金を交付し支援します。
----	-----------------------------	---

【スポーツによる健全育成】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
19	北九っ子！パワーアップ 大作戦事業 (企画文化局・スポーツ振興課)	<p>子どもの体力向上を図ることを目的に、学校体育以外においても、スポーツに親しむ機会・環境の整備に向けた取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃スポーツをする機会の少ない小学校低学年を対象とした「ジュニアスポーツ体験教室」の開催 ○ トップアスリートとふれあう機会を通じ、スポーツの魅力を伝える「ジュニアスポーツステップアップフェスタ」の開催 ○ 未就学児とその保護者を対象とした運動体験事業を試行実施し、未就学児への取り組みの必要性を検討
20	総合型地域スポーツクラブ 育成・支援事業 (企画文化局・スポーツ振興課)	<p>子どもたちをはじめ地域の住民が誰でも、どこでも、いつでもスポーツを楽しむことができるよう、市内で活動中、あるいは設立準備をしている総合型スポーツクラブへの育成・支援を行います。</p> <p>【クラブ数】 22年度：7クラブ（各区に1クラブの設置）</p>
21	ドリームスポーツタウン 推進事業 (企画文化局・スポーツ振興課)	<p>サッカーを通してスポーツの楽しさを学ぶ機会の提供やトップアスリートを育成するため、「ギラヴァンツ北九州」による、キッズ世代から大学生までの幅広い年代を対象としたサッカー指導を実施します。</p>
22	わくわく体験スポーツ教室 (企画文化局・スポーツ振興課)	<p>小学1、2年生を対象に、冬期におけるスポーツ体験としてバランス感覚や柔軟性の向上に最適なアイススケート教室を授業の一環として実施します。</p>

23	学校開放事業 (教育委員会・生涯学習課)	<p>地域スポーツの普及および児童の安全な遊び場を確保するため、学校教育に支障のない範囲で小・中学校の施設を市民に開放します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ開放 小学校または中学校の運動場または体育館を、成人および勤労青少年の団体が行うスポーツの場として、また中学校の武道場を成人および青少年の団体が行う武道の場として開放 ○ 遊び場開放 小学校の運動場または体育館を、当該小学校の校区内の児童の遊び（児童の団体が行うスポーツを含む）の場として開放 <p>【施設開放率】 20年度：97.9%⇒26年度：100%</p>
----	--------------------------------	---

【文化・科学体験の促進】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
24	夏休み子ども文学館開催事業 【拡充】 (教育委員会・文学館)	<p>文学館の利用を促進し、子どもの読書・創作活動の意欲を高め、豊かな感性をはぐくむため、夏休み期間を利用して子どもを対象とした企画展、イベント、作品募集などを開催します。</p> <p>【企画展入場者数】 26年度：5,000人（毎年度5,000人）</p> <p>【「みずかみかずよ」記念児童詩コンクールおよび「佐木館長と学ぼう！子どもペンクラブ」応募数】 26年度：500件（毎年度500件）</p>
25	子どもたちの文化体験事業 (企画文化局・文化振興課)	<p>子どもたちの豊かな表現力や感性を養うとともに、文化への理解関心を深めるため、音楽・演劇等文化施設をはじめ、学校や地域等で文化関係者が指導を行う文化体験事業を実施します。</p> <p>また、文学を通して子どもたちの想像力や表現力などを涵養し、次代の地域文学を担う人材の育成を図るため、「北九州市子どもノンフィクション文学賞」を実施します。</p> <p>【参加者数】 20年度：5,359人⇒26年度：6,500人</p>
26	子ども文化ふれあいフェスタ (企画文化局・文化振興課)	<p>子どもたちを対象にさまざまな文化体験・鑑賞ができる「子ども文化ふれあいフェスタ」を開催し、文化を身近に感じてもらうことにより、子どもたちの豊かな人間性と多様な個性をはぐくみます。</p> <p>【来場者数】 20年度：1,505人⇒26年度：1,600人 (毎年度：1,600人)</p>

27	<p>少年少女合唱団・ジュニアオーケストラ育成 (企画文化局・文化振興課)</p>	<p>音楽を通して情操豊かな人間形成を図り、次代の芸術・文化の担い手を育成するとともに地域文化の振興に寄与することを目指し、少年少女合唱団、ジュニアオーケストラを育成します。</p> <p>【団員数】 20年度：185人⇒26年度：200人</p>
28	<p>ジュニアマイスター養成講座 (子ども家庭局・児童文化科学館)</p>	<p>子どもたちに科学体験やものづくりを通して、北九州市の産業を支える技術者が築き上げた「ものづくり」の精神を伝え、新しい時代を切り拓く科学技術の根幹となる「科学が好き、ものづくりが好き」な子どもたちの育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学生を対象に各種教室を開催 ○ 一人でも多くの子どもたちが本物や最先端の科学にふれ、ものづくりや科学体験ができるように、北九州マイスターや企業、大学、小・中学校との連携を強化 <p>【参加者数】 20年度：5,269人⇒26年度：8,000人</p>
29	<p>こども文化パスポート (教育委員会・企画課)</p>	<p>地域の文化・歴史・自然に接することにより、豊かな心をはぐくむとともに、親子のふれあう機会を増やすことを目的として、夏休み期間中に、文化施設をはじめとするさまざまな施設に無料（一部割引）で入場できるパスポートを子どもたちに配布します。</p> <p>【パスポート利用者数】 20年度：98,000人⇒26年度：153,000人 (毎年度153,000人)</p>
30	<p>わくわくアートミュージアム事業 (教育委員会・美術館)</p>	<p>子どもの感性を育成するため、「わくわくアートミュージアム」事業を実施します。</p> <p>【美術ジュニアボランティア養成講座】 20年度：12回⇒現状程度維持（毎年度10回）</p> <p>【子ども向けワークショップ実施回数】 20年度：10回⇒現状維持（毎年度10回）</p> <p>【小学生美術鑑賞教室実施回数】 20年度：57回⇒26年度：60回（毎年度60回）</p> <p>【探検パスポート発行】 26年度：市内全小学生（毎年度市内全小学生）</p> <p>【「わくわくアートミュージアム」参加者】 20年度：14,180人⇒26年度：13,300人 (毎年度13,300人)</p>

31	博物館セカンドスクール事業 (教育委員会・自然史・歴史博物館)	<p>学校教育との連携を図り、博物館の人的・物的資産を活かした博物館教育を展開します。</p> <p>いのちのたび博物館を「第2の学校(セカンドスクール)」と位置付け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育の支援事業 ○ 博物館への誘致事業 ○ 家庭教育の支援事業 <p>など、子どもたちへの教育普及活動を実施します。</p> <p>【学校関係団体の入館数】 26年度：180団体（毎年度180団体）</p>
----	---	--

【その他の取り組み（環境・農業体験など）】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
32	こども環境学習推進事業 (環境局・環境学習課)	<p>子どもたちが、地域で自主的に環境活動を行うことを支援する「こどもエコクラブ」事業を実施します。</p> <p>あわせて、環境ミュージアムなどの利用により、子ども環境学習を推進します。</p> <p>【会員数】 20年度：6,608人⇒現状程度維持</p>
33	菜の花プロジェクト関連事業 (環境局・環境学習課)	<p>市民（子どもたち）参加者が、ボランティア活動や環境教育の一環として、菜の花栽培から廃食用油の回収・再利用までを体験し、資源循環や新エネルギー利用について理解を深めます。</p>
34	ワクワク農業体験事業 (産業経済局・地産地消推進課)	<p>食の原点である農について理解を深めるため、農に関する話や農作業体験等、小学校が取り組む農の学習を支援します。</p> <p>【開催件数】 20年度：13校⇒26年度：15校（毎年度15校）</p>
35	地産地消推進事業 (産業経済局・地産地消推進課)	<p>小学生を中心に食の基本である農業に関する講演や農業体験を通じ、食への理解促進を図るため、「食と農」の出前講演を開催します。</p> <p>また、学校給食における「地産地消」をさらに充実させるため、市内産農林水産物の給食用食材への安定供給、利用拡大、新規品目の生産振興を図ります。</p> <p>【学校給食の品目ベースの地場産物（野菜）の割合】 20年度：33%⇒25年度：40%</p>

36	<p>市民とともに進める自然環境の保護 (建設局・公園管理課)</p>	<p>山田緑地などの自然観察施設を利用し、自然保護団体やNPO、ボランティアなどと連携し、各種教室、講座を開催します。</p>
37	<p>長野緑地「市民参加による農業体験教室」 (建設局・公園管理課)</p>	<p>「学習用田圃」や公園計画地内の買収済み用地の一部およびその周辺において、NPOおよび地元住民を中心に、①野菜作り教室、②農業体験Ⅰ(畑)、③農業体験Ⅱ(水田)、④花の植栽等の活動を「市民参加による農業体験教室」として実施します。</p> <p>【参加者数】 20年度：2,160人⇒現状程度維持 (毎年度2,000人)</p>
38	<p>到津の森公園環境学習プログラム (建設局・公園管理課、水環境課)</p>	<p>平成17年に開催された「種保存会議」を契機として、「到津の森公園」をメインに「ほたる館」「水環境館」が連携し、市内小学生を対象に、動物や自然とのふれあいを通して、命の大切さや自然環境の保護保全の必要性を学ぶ環境学習プログラムを開始しました。</p> <p>平成19年度から板櫃川「水辺の楽校」も加わり、「4館連携プログラム」「遠足向けプログラム」「総合学習プログラム」「先生向けプログラム」の4プログラムを提供しています。</p> <p>【参加者数】 20年度：3,460人⇒現状程度維持 (毎年度3,000人)</p>
39	<p>環境教育推進事業 (教育委員会・指導第一課、施設課)</p>	<p>環境モデル都市としての北九州市の独自性を活かし、体験的な学習を通して子どもたちの環境に対する認識を深めるとともに、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成を図ります。</p> <p>また、成果等を広く紹介し、学校のみならず、家庭や地域の人々の環境に対する関心や意識を高め、環境保全への実践的な活動が市民全体に広まることを目指します。</p>

② 不登校、ひきこもり等の問題を抱える青少年の自立支援の強化

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	<p>問題を抱える少年の立ち直り支援の充実【拡充】</p> <p>(子ども家庭局・青少年課、子ども総合センター)</p>	<p>少年支援室へ通所する等の問題を抱える少年が立ち直るきっかけとするため、ボランティア活動をはじめとしたさまざまな社会体験の場を提供します。</p> <p>特に、青少年施設等における野外体験プログラムの提供や、問題を抱える少年が体験活動を行うための新たな受け入れ先の開拓、少年の立ち直り支援のための関係機関等とのネットワークの構築等に取り組みます。</p>
2	<p>少年支援室の拡充・運営【拡充】</p> <p>(子ども家庭局・子ども総合センター)</p>	<p>現在の5少年支援室を、対象とする少年の状態に応じた支援活動ができるよう充実を図り、その機能を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3少年支援室（かなだ、わかその、くろさき）は、非行や不登校など、個別指導を必要とする少年に適切に対応できるよう設備の改善を図るとともに、カウンセリング、スポーツや自然体験等の活動を工夫し、学校復帰、社会復帰に向け支援。 また、ひきこもり状態にある少年に対しては、早期に対応し、継続的に立ち直りを支援するための体制を検討 ○ 2少年支援室（あいおい、あだち）は、心因性の不登校児童生徒を支援する適応指導教室として、その機能が分かるように名称を変更するとともに、教育委員会との連携を強化 ○ 現在の少年支援室の配置、利用状況について検証し、増設を検討
3	<p>メンタルフレンド派遣事業</p> <p>(子ども家庭局・子ども総合センター)</p>	<p>被虐待児・ひきこもり児童等に対して、メンタルフレンドが家庭訪問等を行い、当該児童とのふれあいを通じて心の健康の回復を図り、家族関係の再構築を支援します。</p>
4	<p>ひきこもり児童宿泊等指導事業</p> <p>(子ども家庭局・子ども総合センター)</p>	<p>被虐待児や不登校・ひきこもり児童の社会適応能力、対人関係能力、自主性、意欲等の向上や精神的安定、ストレスの解消を図るため、通所による陶芸教室や、青少年自然の家での宿泊プログラム（アドベンチャーカウンセリング）等を実施します。</p>

5	スクールカウンセラーの配置 (教育委員会・指導第二課)	いじめや不登校等の児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっており、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、すべての中学校に配置し、生徒指導上の諸問題の解決を図ります。
6	スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育委員会・指導第二課)	いじめ、不登校、児童虐待など児童生徒の問題行動等の解消のため、家庭環境への働きかけなど福祉的視点からの支援策を講じます。 ○ 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを教育委員会内に配置し、小・中学校等からの要請に応じ、学校ケース会議への参加によるケースの見立て、家庭訪問等による問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等との連携などの支援を実施
7	不登校・いじめ対策の充実 (教育委員会・指導第二課)	いじめ・不登校とも児童生徒にかかわる最重要課題であることから、事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで、問題解決に取り組めます。 【不登校児童生徒数】 20年度：834人⇒25年度：750人 【いじめ認知件数】 20年度：150件⇒25年度：120件

③ 青少年を取り巻く有害環境浄化への取り組みの推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	「(仮称)思春期保健連絡会」の設置【新規】《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課、青少年課、保健福祉局・保健衛生課、教育委員会・指導第二課)	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にする健康教育を推進するため、医療・学校・地域・行政等の関係者による連絡会を開催し、現状の把握や課題の共有および連絡強化を図るとともに、思春期保健の対策等について協議します。 協議の結果等を踏まえ、思春期の健康教育を効果的に実施します。

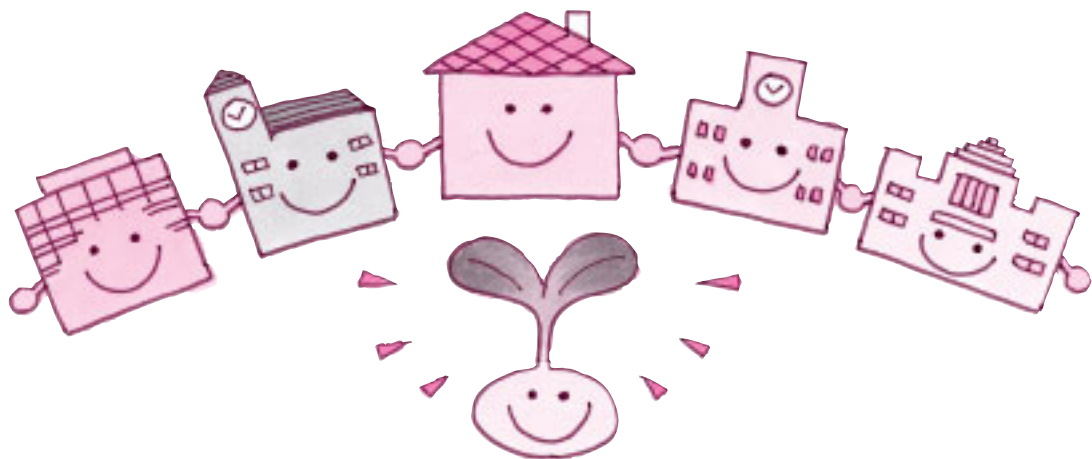
2	<p>子ども・保護者のメディアリテラシー向上やネット監視対策に向けた取り組み【拡充】</p> <p>(子ども家庭局・青少年課、教育委員会・指導第二課)</p>	<p>携帯電話の正しい使い方に関する出前講演や講師の紹介をします。</p> <p>また、児童生徒の問題行動を引き起こす要因となっている学校非公式サイトの定期的な監視と学校へのサポート体制を構築し、削除等の迅速な対応や研修の実施により、生徒間のトラブルの未然防止や早期解決、教職員の対応力向上を目指します。</p>
3	<p>シンナー等をはじめとした薬物乱用防止に向けた広報・啓発</p> <p>(子ども家庭局・青少年課)</p>	<p>シンナー乱用防止を目指し、シンナー対策モデル地区を指定することにより、住民の自発的な活動を支援するとともに、全市的にシンナー等乱用防止啓発・環境浄化事業を行います。</p> <p>【シンナー等薬物乱用防止対策への参加者数】 20年度：14,507人⇒26年度：16,000人 (毎年度16,000人)</p>
4	<p>出会い系サイトをはじめとする有害環境対策事業</p> <p>(子ども家庭局・青少年課)</p>	<p>メディア上の有害情報の危険性を正しく伝えるため、被害防止教室を学校において実施します。</p> <p>また、街頭CMの放映や啓発物の配布を通じて、青少年、地域、保護者へ周知を図ります。</p> <p>さらに、出前講演等により、保護者や地域住民への啓発を強化します。</p> <p>【リーフレット配布数】 20年度：10,000人⇒現状維持(毎年度10,000人)</p>
5	<p>地域会議推進事業</p> <p>(子ども家庭局・青少年課)</p>	<p>地域ぐるみでの青少年の健全育成・非行防止への取り組みを進めるため、主に中学校単位で、自治会、社会福祉協議会、PTAなどにより組織された地域会議の活動を支援します。</p>
6	<p>少年補導委員活動</p> <p>(子ども家庭局・青少年課)</p>	<p>青少年の非行防止のため、少年補導委員を委嘱し、地域における補導活動や環境浄化活動に努めるとともに、情報交換などを行います。</p> <p>【補導活動回数】 20年度：3,543回⇒26年度：3,930回</p>
7	<p>青少年を取り巻く有害環境に関する懇談会</p> <p>(子ども家庭局・青少年課)</p>	<p>青少年を取り巻く有害環境の現状認識の共有と各団体の取り組みを協議するため、関係業界、青少年育成団体、家庭、学校、警察、行政による意見交換等を実施します。</p>

8	健康相談 (保健福祉局・健康推進課)	子どもの喫煙が低年齢化しているため、保健師等が、希望する小・中学校に出向き「たばこの害」に関する教育を実施します。 また、子どもの家族への啓発活動も推進します。
9	薬物乱用防止等啓発事業 (保健福祉局・地域医療課、 医務薬務課)	青少年に薬物の正しい知識を持ってもらうため、小学生を対象とした薬物乱用防止教室を実施するとともに、学校で効果的な指導を行うためのマニュアルを作成し、配布します。 また、街頭啓発キャンペーンを実施し、市民への啓発活動を行います。
10	薬物乱用対策事業 (保健福祉局・精神保健福祉 センター)	シンナー等薬物乱用・依存者の治療や社会復帰に向けた取り組みの充実を図るとともに、保健・医療・福祉等の連携、支援体制の充実を図り、シンナー等の薬物関連問題の減少につなげます。

④ 非行少年等に対する支援の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	深夜補導の実施【拡充】 (子ども家庭局・青少年課)	青少年が深夜はいかいすることにより、事件に巻き込まれたり、生活習慣が乱れたりすることを防止するために、深夜（夜間）補導を行います。
2	非行少年の立ち直り支援と 体制強化【拡充】 (子ども家庭局・子ども総合 センター、教育委員会・ 指導第二課)	非行少年の立ち直りと自立を促進するため、「子ども総合センター」の体制を充実し、学校、警察、地域等と連携して非行少年およびその家庭への支援を積極的に行います。
3	シンナー等をはじめとした 薬物乱用防止に向けた広報・ 啓発<<再掲>> (子ども家庭局・青少年課)	シンナー乱用防止を目指し、シンナー対策モデル地区を指定することにより、住民の自発的な活動を支援するとともに、全市的にシンナー等乱用防止啓発・環境浄化事業を行います。 【シンナー等薬物乱用防止対策への参加者数】 20年度：14,507人⇒26年度：16,000人 (毎年度16,000人)

4	地域会議推進事業《再掲》 (子ども家庭局・青少年課)	地域ぐるみでの青少年の健全育成・非行防止への取り組みを進めるため、主に中学校単位で、自治会、社会福祉協議会、PTAなどにより組織された地域会議の活動を支援します。
5	少年補導委員活動《再掲》 (子ども家庭局・青少年課)	青少年の非行防止のため、少年補導委員を委嘱し、地域における補導活動や環境浄化活動に努めるとともに、情報交換などを行います。 【補導活動回数】 20年度：3,543回⇒26年度：3,930回
6	青少年を取り巻く有害環境に関する懇談会《再掲》 (子ども家庭局・青少年課)	青少年を取り巻く有害環境の現状認識の共有と各団体の取り組みを協議するため、関係業界、青少年育成団体、家庭、学校、警察、行政による意見交換等を実施します。
7	非行防止活動の推進 (子ども家庭局・青少年課、教育委員会・指導第二課)	非行を防止するために、「北九州少年サポートセンター」への指導主事の派遣、北九州市学校警察連絡協議会での補導活動、非行防止教室などを実施します。
8	少年サポートチーム推進事業 (教育委員会・指導第二課)	児童生徒の問題行動は多様化・深刻化が進み、学校や家庭だけでは解決困難な生徒指導上の問題が増加しているため、学校・教育委員会・警察などの関係機関による相互の行動連携を強化し、問題行動の未然防止や早期の解決を図ります。



(3) 若者の自立支援

※ 若者…おおむね15歳以上40歳未満の者

【「新新子どもプラン（平成17～21年度）」の実績・成果】

「若者ワークプラザ北九州」を拠点に若年者の就業促進を図ってきました。おおむね40歳（平成21年3月まではおおむね35歳）までの若年求職者を対象に、専門の相談員による就業意識の向上や能力開発、具体的な就職活動に関する相談・助言、各種就職関連情報の提供、職業紹介等を実施し、地域の若年者の就業支援に取り組んでいます。その中で、カウンセリング利用者の増加に伴う相談室の増設やセミナー室の新設などニーズに沿った施設整備を行うとともに、ニート支援セミナーやメール相談室、就労体験プログラム等のサービスメニューを新たに実施してきました。

また、平成21年7月には、本市西部地区にサブセンターとして「若者ワークプラザ北九州・黒崎」を開設し、その取り組みを強化しています。

一方で、次のような現状・課題が見られます。

【現状・課題】

ア 若者を取り巻く現状

ニート(若年無業者)やひきこもり、不安定な雇用形態、多重債務、未婚化・晩婚化等、雇用情勢の悪化や経済的格差の拡大、家族や周囲との円滑なコミュニケーションの欠如などにより、将来を見通せない不安の中で、社会生活を円滑に営む上でのさまざまな困難を抱えている若者の増加が社会問題となっています。

(若者の労働力の状況)

平成17年の「国勢調査」では、本市の若年者人口299,447人（15歳以上40歳未満）のうち、ニート（若年無業者）の1.2%（3,718人）をはじめとして、臨時雇用者、完全失業者などが、あわせて20.1%（60,251人）となっています。これらの若者が課題を抱えている可能性があり、全国の割合19.1%（7,767,324人）を1ポイント上回っています。また、現在の経済・雇用情勢の中で、さらに増加していることが推測されます。

また、課題を抱えている可能性がある本市の若者の割合は、平成12年国勢調査では16.8%（53,557人）でしたが、平成17年までの5年間でその割合は3.3ポイント（6,694人）増加しています。

(若者の完全失業率の状況)

若年者の年代別完全失業率の割合は、本市は全国に比べて高くなっており、厳しい雇用情勢の中で、若者を取り巻く雇用環境はさらに悪化しています。

また、国勢調査と同様に、「次世代育成に関する市民ニーズ調査」においても、未就労者や非正規就労者の割合が高くなっています。

(いわゆるニート、フリーターの状況)

フリーターの人数は全国では平成15年の217万人をピークに減少傾向にあります。ニート（若年無業者）の人数は、平成20年は64万人で、平成17年から同水準で推移しています。

(高等学校中途退学者および中学校不登校生徒をめぐる現状)

内閣府の調査（平成21年「高校生活及び中学校生活に関するアンケート調査」）によれば、高校中退者や中学の不登校経験者がニートやひきこもりになる割合は、同世代の他の若者に比べて最大7倍近くに上るとのことです。中退者の20.8%、不登校経験者の16.5%が、「仕事をしておらず、学校にも行っていない」とニートやひきこもりに近い状態にありました。



インターネット等による効果的な情報の提供により、若者に有益な情報（就業支援等の各種施策、各種相談窓口、市の魅力、仲間づくり等）やそれぞれの専門機関の情報等を効果的かつタイムリーに発信する必要があります。

子ども・若者の育成支援に関する相談・情報提供、助言等に関する拠点機能を確保する必要があります。

子ども・若者を支援するためのネットワークづくりが必要です。

若者の自立に向けた意識啓発、生活訓練等の機会を確保する必要があります。

以上のことを踏まえて、次のような施策に取り組みます。

【施策の方向性・柱】

『社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者が自立できる社会環境づくり』

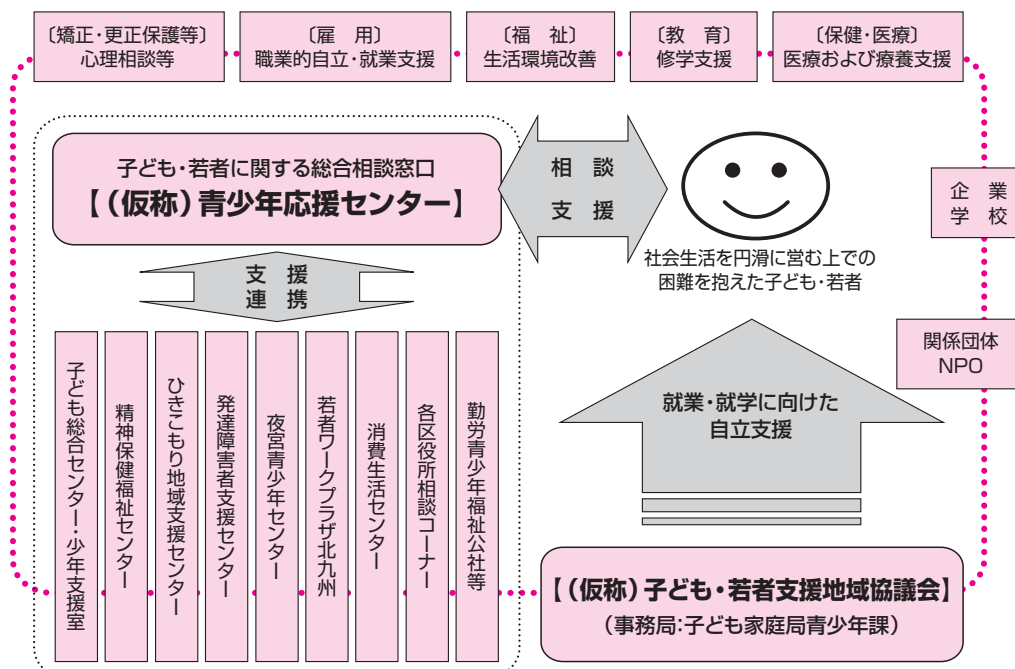
① 若者の自立を支援する環境づくり

現代の若者の悩みやトラブルは複合化・複雑化しており、これらに対応するためには、従来の個別分野における対応では限界があります。若者が自立できるまで、継続性のある有効な支援を行っていくため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関連機関・団体が連携し、若者を総合的にサポートする環境づくりを行います。

【成果の指標（目標）】

- i) 社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者の割合（減少）
- ii) 若者向けホームページへのアクセス件数（増加）
- iii) 「若者ワークプラザ北九州」を利用する就職希望者のうち、就職決定者数（20年度：857人⇒26年度：1,100人）

【北九州市における若者支援ネットワーク（イメージ図）】



〔参考データ〕

○ 若者の労働力状況（15歳以上40歳未満）

	北九州市		全国	
	平成12年	17	平成12年	17
ニート (若年無業者)	2.4% (7,586人)	1.2% (3,718人)	2.1% (906,821人)	1.2% (500,911人)
臨時雇用者	6.8% (21,584人)	7.6% (22,895人)	7.2% (3,081,756人)	8.2% (3,325,354人)
完全失業者	4.7% (15,132人)	6.4% (19,091人)	4.0% (1,688,154人)	5.1% (2,075,347人)
労働力状況 不詳	2.9% (9,255人)	4.9% (14,547人)	1.9% (827,800人)	4.6% (1,865,712人)
計	16.8% (53,557人)	20.1% (60,251人)	15.2% (6,504,531人)	19.1% (7,767,324人)

資料：総務省「国勢調査」

○ 若年者の年代別完全失業率

	北九州市	全国
15～19歳	18.5%	14.6%
20～24歳	13.5%	10.7%
25～29歳	10.2%	8.1%
30～34歳	7.8%	6.4%
35～39歳	7.1%	5.4%

資料：総務省「国勢調査（平成17年）」

○ 未就労者等の割合（18歳以上40歳未満の男女）

未就労者の割合	非正規就労者の割合
24.5%	37.6%

資料：北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査（平成20年度）」

○ ニート（若年無業者）、フリーターの人数（15歳以上35歳未満）

	ニート(若年無業者) の人数(全国)	フリーターの人数 (全国)
平成17年	64万人	201万人
18	62万人	187万人
19	62万人	181万人
20	64万人	170万人

資料：総務省「労働力調査」

具体的な取り組み

※ 網かけの事業は、新たに取り組む、拡充を図るまたは引き続き重点的に取り組むもの

① 若者の自立を支援する環境づくり

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	若者のための応援環境づくりの 推進【拡充】 (子ども家庭局・青少年課)	若者の自立を支援するため、若者向けのホームページの運営や「(仮称)子ども・若者支援地域協議会」の設置・運営、また、若者の意識や生活実態等に関する調査・研究を行い、社会参加に向けた支援についても検討するなど、応援環境づくりを推進します。
2	「(仮称)青少年応援センター」 の設置【新規】 (子ども家庭局・青少年課)	子ども・若者の育成や支援に関する相談に応じることや関係機関の紹介、必要な情報の提供や助言等を行う総合相談や居場所機能を持つ「(仮称)青少年応援センター」を設置します。 その運営にあたっては、青少年ボランティアステーション等との連携による青少年の社会参加の促進、青少年に関する支援活動等に取り組むNPO団体等の育成や連携についても検討します。
3	「ひきこもり地域支援センター」の 運営 (保健福祉局・障害福祉課)	「ひきこもり」の問題を抱えた方やその家族に対する、電話・来所・訪問等による相談の拠点、居場所の提供、「ひきこもり」に関する情報発信、関係機関の連携の拠点として設置します。 【相談件数】 21年度：250件（見込み）⇒26年度：500件 （毎年度500件）
4	若年者のための消費者被害 防止出張講座 (総務市民局・消費生活セ ンター)	市内の小中学校・高校・大学・専門学校等の教育機関の授業、企業の新入社員等の若年者向け研修や講座等へ専任講師を派遣し、最新の消費者被害や消費者として必要な知識などを紹介することで、若年者自ら身を守る自立した消費者への成長を促し、被害防止を図ります。
5	社会的ひきこもり対策事業 (保健福祉局・精神保健福 祉センター)	さまざまな要因によって社会参加の場がせばまり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態をいう「ひきこもり」の中でも、特に、背景に精神疾患や発達障害がないとされる「社会的ひきこもり」について、支援者向け研修・市民向け講演会・家族教室を開催するなどの側面的支援を主として「社会的ひきこもり」の本人および家族の支援を行います。

6	<p>若年者就業促進事業 (産業経済局・雇用開発課)</p>	<p>若年者の就業を支援するため、おおむね40歳までの若者を対象に、専門の相談員による就業意識の向上や能力開発、具体的な就職活動に関する相談・助言、各種就職関連情報の提供、職業紹介等を実施する「若者ワークプラザ北九州」を拠点に若年者の就業促進を図ります。</p> <p>【就職決定者数】 20年度：857人⇒26年度：1,100人</p>
7	<p>学卒者、離職者、在職者を対象とした職業訓練の実施に対する支援 (産業経済局・雇用開発課、子ども家庭局・男女共同参画推進部)</p>	<p>学卒者、離職者、在職者を対象として、都道府県の公共職業能力開発施設等が実施する職業訓練を支援するため、「市政だより」等による訓練生募集や講座案内等の広報活動を行います。</p>



(4) 家庭の教育力の向上

【「新新子どもプラン（平成17～21年度）」の実績・成果】

家庭は、基本的な生活習慣や、善悪の判断・規範意識などの倫理観、思いやり、社会的ルール等を学ぶ上で重要な役割を担っています。このため、家庭における教育は、健全な子どもの育成に欠かすことのできないものです。

このことから、家庭の教育力の向上に向けて、子どもへの接し方や、子どもへの教育上の留意点などを学びあう「家庭教育学級」や、子どもの食習慣の乱れに対応するための調理実習や講話など食育に関する教室を開催しました。また、「子どもを育てる10か条」や「早寝・早起き・朝ごはん運動」による啓発活動により、家庭の教育力の向上に努めました。

このように、家庭の教育力の向上に向けた取り組みを進めてきましたが、家庭における問題は複雑化・深刻化してきており、次のような現状・課題が見られます。

【現状・課題】

ア 基本的な生活習慣

基本的な生活習慣を確立するために、乳幼児期は大切な時期ですが、3歳児の約4割が午後10時以降に就寝しており、睡眠時間が十分でない子どもたちがいると考えられます。また、小中学生期においても、就寝時刻が遅くなる傾向にあり、起床時刻が午前7時以降となる子どもの割合は、全国より高くなっています。さらに、テレビゲームをする時間も、本市が全国より多くなっています。

朝食を毎日食べている割合についても、本市は、小中学生ともに、全国に比べ低い数値になっています。

睡眠が十分でない、また朝食をとらない中学生は、体の不調等を感じる割合が高くなっており、生活習慣の乱れが子どもたちに悪影響を及ぼしています。



子どもが乳幼児期から、睡眠や食事などの基本的な生活習慣を身に付けられるよう、保護者が家庭教育の重要性を認識し、子育てできる環境づくりを行う必要があります。

イ 規範意識等

子どもたちの規範意識や自尊感情に関して、本市は、小学校では全国平均を若干下回り、中学校では全国平均と同程度の状況です。また、学年の進行とともに自尊感情に関する数値が低下する傾向にあります。

教師が感じる子どもの変化についても、小学校、中学校ともに子どもの「がまん強さ」、「先生や大人を尊敬する気持ち」などが低下している傾向がうかがえます。



学校における道徳教育の充実とあわせて、家庭における教育力の向上を図り、子どもの規範意識などをはぐくむ必要があります。

ウ 親子のコミュニケーション

「家族の人が話をよく聞いてくれる」と感じていない子どもの割合が、小学校、中学校ともに増えています。一方で、「子どもとの接し方に自信が持てない」、「子どもとの時間を十分にとれない」等の悩みや不安を感じている保護者もあり、家庭における親子のコミュニケーションの不足が見られます。



親子間で良好なコミュニケーションが持てる家庭環境づくりを推進する必要があります。

以上のことを踏まえて、次のような施策に取り組めます。



【施策の方向性・柱】

『学習機会や情報の提供などによる、家庭の教育力の向上』

① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上

家庭において、基本的な生活習慣や規範意識等を身に付けるとともに、親子のコミュニケーション力を高めることができるよう、学習の機会や情報の提供、啓発活動等を行うことにより、家庭の教育力の向上に取り組んでいきます。

【成果の指標（目標）】

- i) 朝食を「ほぼ毎日」食べる児童生徒の割合
(小学生 20年度：92.9%⇒25年度：100%、
中学生 20年度：83.6%⇒25年度：100%)
- ii) 家族の人が話をよく聞いてくれる割合
(小学6年生 19年度：86.2%⇒増加、
中学3年生 19年度：81.9%⇒増加)

※ このほか、家庭の教育力の向上に向けて、第3章「2 安心して生み育てることができる環境づくり」では、「母親学級」、「生後4か月までの乳児家庭全戸訪問（のびのび赤ちゃん訪問）」、「子育てに優しいまちづくりの推進」、「親子ふれあいルーム」などに取り組みます。

さらに、第3章「1 仕事と子育ての両立支援」では、「子育て等家庭生活や地域活動における男性の参加促進」で、父親の育児参加についても促進し、父親の育児力の向上にも努めます。



〔参考データ〕

○ 就寝時刻

	小学6年生		中学2年生	
	平成19年度	13	平成19年度	13
22時以前	14.3%	17.8%	2.9%	5.6%
22～23時	39.4%	36.9%	19.2%	17.6%
23～24時	32.1%	35.1%	33.6%	40.5%
24～1時	10.9%	6.4%	26.6%	27.2%
1時以降	3.5%	2.7%	17.5%	9.0%

資料：北九州市学校教育実態調査

※ 乳幼児の基本的な生活習慣（就寝時刻）については、「2. 安心して生み育てることができる環境づくり (1) 母子保健」に掲載。

○ 起床時刻

	小学6年生		中学3年生	
	本市	全国	本市	全国
7時以前	60.1%	75.0%	44.7%	65.1%
7時以降	39.8%	24.9%	55.2%	34.9%

資料：全国学力・学習状況調査（平成20年度）

○ 「朝食摂取割合」および「児童生徒がテレビゲームをする時間」

	小学6年生		中学3年生	
	本市	全国	本市	全国
朝食を毎日食べている割合	82.8%	87.1%	77.8%	81.1%
平日に3時間以上テレビゲームをする割合	13.6%	11.9%	11.9%	10.5%

資料：全国学力・学習状況調査（平成20年度）

○ 朝食を「ほぼ毎日」食べる児童生徒の割合

小学生	中学生
92.9%	83.6%

資料：平成20年度 健康づくり実態調査（小学生）

平成19年度 食育及び中学校給食に関する調査（中学生）

○ 朝食欠食と体調の関連性（中学生）

	男子		女子	
	欠食あり	欠食なし	欠食あり	欠食なし
体がだるいことがよくある	41.4%	33.2%	50.5%	35.0%
イライラすることがよくある	21.2%	13.4%	34.4%	22.0%

資料：食育及び中学校給食に関する調査（平成19年度）

○ 睡眠と体調の関連性（中学生）

	男子		女子	
	睡眠7時間未満	睡眠8時間台	睡眠7時間未満	睡眠8時間台
体がだるいことがよくある	48.2%	30.5%	51.1%	29.9%
イライラすることがよくある	28.3%	12.6%	35.8%	19.3%

資料：食育及び中学校給食に関する調査（平成19年度）

○ 子どもの規範意識や自尊感情などの状況

	小学6年生	中学3年生
学校のきまりを守っている	82.3% (86.3%)	85.4% (87.4%)
自分にはよいところがある	69.7% (73.4%)	59.2% (60.8%)
将来の夢や目標を持っている	85.5% (84.7%)	70.5% (70.7%)
人の気持ちがわかる人間になりたい	90.6% (91.9%)	92.2% (92.5%)

資料：全国学力・学習状況調査（平成20年度）

注：（ ）内は全国

- 教職員が感じる子どもの変化（子どもの「力」が10年くらい前に比べて「低下した」と回答した教師の割合）

	小学校	中学校
友達を思いやる心	84.7%	87.1%
集団としてのモラル（道徳性）	93.9%	91.3%
物を大切にする気持ち	98.0%	92.5%
先生や大人を尊敬する気持ち	97.3%	93.5%
がまん強さ	99.4%	95.7%

資料：北九州市学校教育実態調査（平成19年度）

- 家族の人が話をよく聞いてくれる割合

	小学6年生		中学3年生	
	そう思う	そう思わない	そう思う	そう思わない
平成13年度	89.2%	10.7%	83.1%	16.9%
19	86.2%	13.8%	81.9%	18.1%

資料：北九州市学校教育実態調査

- 子育てに関する悩みや不安

	小学生の保護者	中学・高校生の保護者
子どもとの接し方に自信が持てない	9.2%	6.7%
子どもとの時間が十分にとれない	20.7%	5.3%

資料：北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査（平成20年度）」



具体的な取り組み

※ 網かけの事業は、新たに取り組む、拡充を図るまたは引き続き重点的に取り組むもの

① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上

【学習機会や情報の提供など】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	家庭・地域への啓発事業 【拡充】 (教育委員会・生涯学習課、 指導第一課)	<p>家庭教育について、関心のある保護者とそうでない保護者の二極化傾向が見られる中、従来の取り組みに加え、小学校入学前の早い段階からの啓発の実施や「出前型」、「訪問型」の啓発方法の充実など、よりきめ細かく、粘り強く、家庭の教育力向上に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全市立幼稚園・小・中・特別支援学校における家庭教育学級の実施 ○ 保育所・私立幼稚園における家庭教育学級の拡充(全園での実施) ○ 家庭教育リーフレット(おおむね5歳児対象)の作成配布 など <p>【市立幼稚園・小・中・特別支援学校家庭教育学級数、 保育所・私立幼稚園家庭教育学級数】 20年度：248学級⇒26年度：343学級</p>
2	PTA活動との連携 【拡充】 (教育委員会・生涯学習課)	<p>PTA協議会と連携した各種研修会の実施や意見交換などに加え、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた事業など、PTA協議会と連携した取り組みを検討します。</p>
3	家庭内事故防止のためのPR (子ども家庭局・子育て支援課、子ども家庭政策課)	<p>0歳児を除く子どもの死亡原因のトップである不慮の事故をなくすため、「子育てふれあい交流プラザ」内に、日常生活空間を再現した「セーフキッズ」を設置し、家庭内の危険箇所や予防方法を紹介しています。</p> <p>また、事故予防教室や講演会等を開催することにより、乳幼児を持つ保護者に事故予防に対する啓発と具体的な指導を行います。</p>

4	<p>子育てネットワークの充実 《再掲》 (教育委員会・生涯学習課)</p>	<p>子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う上で重要な役割を担う家庭教育を支援し、家庭と地域の教育力の一層の活性化を図るため、地域における子育てサポーターを養成し、子育てネットワークの構築を支援します。</p> <p>なお、子育てやしつけなどの相談や、きめ細かなアドバイスを行う子育て経験者等の人材（子育てサポーター）の養成と地域への定着に重点をおきます。</p> <p>【子育てサポーター登録者数】 20年度：779人⇒26年度：1,000人</p>
5	<p>子どもの読書活動の推進 (教育委員会・学事課、生涯学習課、指導第一課、中央図書館)</p>	<p>すべての小・中学校において、「子ども読書の日」の取り組みを充実させるとともに、子どもたちに読書の楽しさ・すばらしさを体験させ、読書の習慣を身に付けさせるため、「10分間読書」を推進します。</p> <p>また、家庭の教育力向上に向けた方策のひとつとして、「子どもの読書活動」を捉え、読み聞かせや読書の重要性についての理解の促進を図るとともに、子どもが自主的に読書を行うようになるための機会を提供することを目的とした取り組みを推進します。</p> <p>さらに、平成20年度の「北九州市子ども読書活動推進計画」中間見直しを踏まえ、次期計画（H23～H27）を策定します。</p>
6	<p>ブックスタート（すべての赤ちゃんに本のよろこびを）事業 (教育委員会・中央図書館)</p>	<p>絵本を通して、親子が楽しい時間を分かち合うことで、「赤ちゃんの心健やかな成長」と「親子の絆を深めること」を支援するきっかけづくりとなるよう、赤ちゃんのいる家庭へ「絵本パック」を無料で配布します。</p> <p>【絵本パックの配布率】 20年度：60.2%⇒26年度：70%</p>

【親子のコミュニケーション】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
7	<p>「子どもまつり」の充実 【拡充】 (子ども家庭局・青少年課)</p>	<p>毎年「子どもの日」にちなんで開催している「子どもまつり」の中で、親子のふれあい等を高めることができる催しを実施することにより、親子を中心とした家庭におけるコミュニケーションの促進を図ります。</p>

【基本的生活習慣】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
8	育児教室等の充実【拡充】 《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課)	乳幼児の子育てや基本的生活習慣等に関する知識の普及を図るため、土日開催や託児を設けるなど、開催方法等を検討し、参加しやすい教室を実施します。
9	北九州市子どもを育てる 10か条の普及促進活動 (教育委員会・生涯学習課)	子どもの基本的生活習慣の向上や、家庭や地域の教育力の向上を図るため、「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「北九州市子どもを育てる10か条」を市民に広く実践してもらうための普及促進を図ります。

【食育】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
10	食を通じた乳幼児等の健康づくり【新規】 《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課、保育課)	妊産婦や乳幼児の食事に関する悩みや不安を解消するために、乳幼児等食生活実態調査の結果を踏まえて、ニーズに応じた教室内容の充実や、参加しやすい教室を開催し、栄養指導・啓発を行います。 【教室開催回数】 26年度：30回（毎年度：30回）
11	親子ですすめる食育教室 《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課、保育課)	乳幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、幼稚園や保育所等において、入所児童の保護者を対象に乳幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演または実習などを行います。 【教室開催回数】 20年度：40回⇒現状維持（毎年度：40回）
12	「食育推進ネットワーク」の構築《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課、保育課、保健福祉局・健康推進課、産業経済局・地産地消推進課、教育委員会・企画課)	食育関係団体（者）とのネットワークを構築し、食育に関する情報の共有化を図るとともに、相互の連携・協力による食育を推進します。 【食育に関心を持っている人の割合】 19年度：87.0%⇒25年度：96%以上

(5) 安全・安心なまちづくり

【「新新子どもプラン（平成17～21年度）」の実績・成果】

地域住民による自主防犯活動を促進するため、自主防犯組織「生活安全パトロール隊」が全小学校区で結成され、約13,800人ものパトロール隊員が活躍しています。

また、子どもの交通事故防止のため、通学路への「文」マークの路面標示や、交通安全に関する啓発活動を推進するとともに、道路整備においては、公共施設を中心とした地域を対象に、歩行段差の解消などのハード面のバリアフリー化を行い、子育て家庭をはじめ、誰もが安全で安心して移動できる都市空間を実現してきました。ソフト面のバリアフリー化としては、子どもから高齢者まで障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重する「心のバリアフリー」の推進に取り組みました。

さらに、子どもが安全で安心して遊べ、多様な体験ができる身近な空間を確保するため、住民ニーズをできる限り取り入れた公園整備に努めました。

また、市営住宅においては、入居希望者の中で、特に住宅確保が困難と思われる多子世帯や母子・父子世帯に対し、募集戸数を優先的に確保してきました。

このように、子育てしやすい安全・安心なまちづくりに向けて、犯罪防止や、交通安全の推進、道路、公園、住環境等の整備が図られるとともに、誰もがバリアを感じないまちづくりを行いました。

一方で、次のような現状・課題が見られます。

【現状・課題】

ア 公園・遊び場など

「次世代育成に関する市民ニーズ調査」によると、より力を入れてほしい子育て支援策として、「公園や子育て支援施設等」を選択した人の割合が、就学前児童の保護者では59.4%（12項目中第3位）、小学生の保護者では71.0%（14項目中第1位）となっており、子育て家庭が安全・安心に遊べることができ、利用しやすい公園や遊び場などに対するニーズは、非常に高くなっています。



子どもが安全で安心して遊べ、多様な体験ができる身近な公園や遊び場を整備する必要があります。

イ 地域の治安

「次世代育成に関する市民ニーズ調査」によると、子育てに関して日常悩んでいること、気になることとして、「地域の治安」を選択した人の割合が、就学前児童の保護者では15.2%（21項目中第10位）、小学生の保護者は18.0%（21項目中第8位）となっており、地域における治安に不安を感じている子育て家庭が多くなっています。



地域における防犯活動を推進するなど、犯罪防止に努めるとともに、自主防犯の意識向上に努め、治安に対する不安を解消する必要があります。

ウ 道路などの都市環境

「次世代育成に関する市民ニーズ調査」によると、より力を入れてほしい子育て支援策として、「子育て家庭が外出した際に困らない道路などの都市環境」を選択した人の割合が、就学前児童の保護者では28.5%（12項目中第8位）となっており、子育て家庭が安心して外出できる道路などの都市環境に対するニーズは高くなっています。

また、交通事情については、「車の運転マナーが悪い」、「交通事故が多く不安である」といった市民からの意見もあります。



子育て家庭が安心して外出できるバリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。

交通事故の防止活動を推進する必要があります。

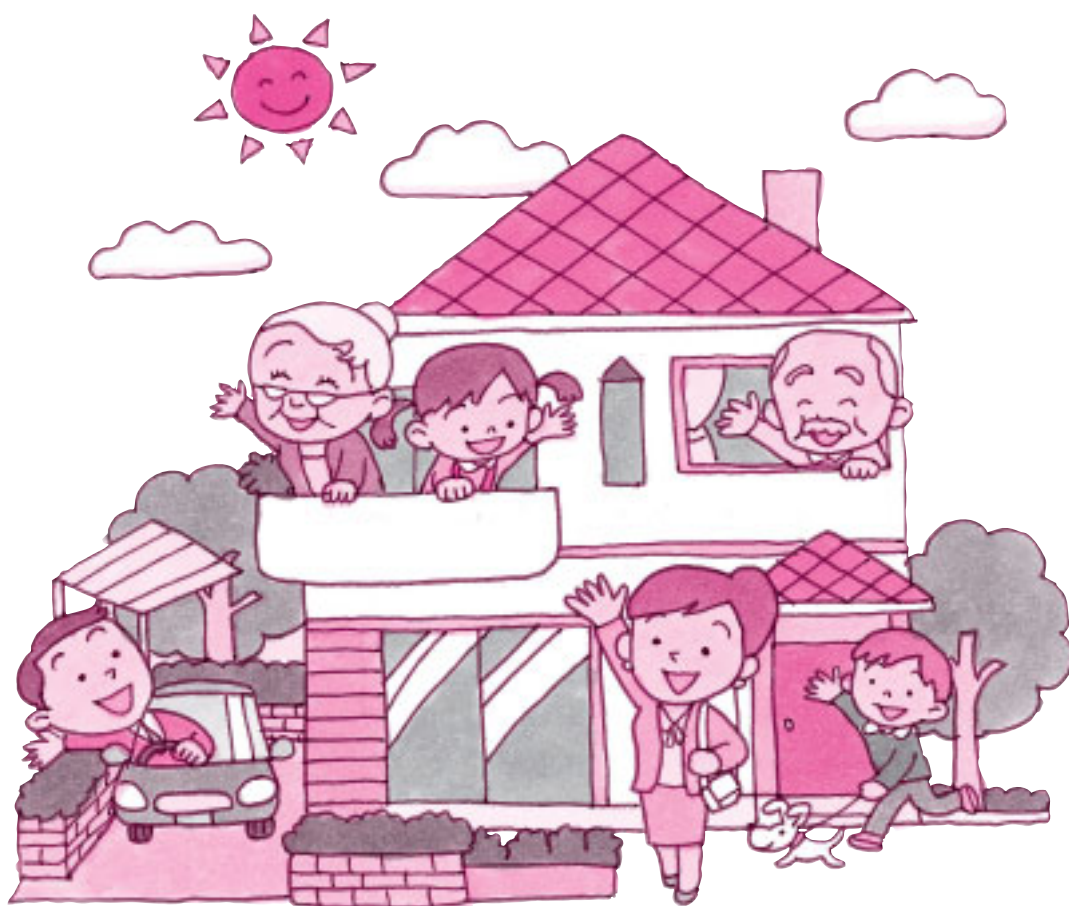
エ 住環境

「次世代育成に関する市民ニーズ調査」によると、より力を入れてほしい子育て支援策として、「公営住宅への入居支援など住宅面での子育て家庭に対する配慮」を選択した人の割合が、就学前児童の保護者では17.1%（12項目中第11位）、小学生の保護者では9.9%（14項目中第12位）となっており、子育て家庭の1～2割に住環境に対するニーズがあります。



子育て家庭に対して良質な住宅を確保し、子どもを生き育てやすい住環境の整備を進める必要があります。

以上のことを踏まえて、次のような施策に取り組みます。



【施策の方向性・柱】

『子育て家庭が安全に安心して生活できる、公園、道路、住居等の都市環境づくり』

① 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備

地域に身近な公園を、利用者の要望・意見を取り入れながら整備するとともに、子育てに配慮した公園づくりを進めるなど、子育て家庭が安全に安心して遊ぶことができ、利用しやすい公園や遊び場を整備します。

② 防犯や防災など安全・安心なまちづくりの推進

身近な地域で起こる犯罪や災害を未然に防ぐため、自主防災活動を推進するとともに、小中学生等を対象とした安全セミナーの開催や、消防士による避難訓練等の体験授業の実施など、防犯・防災対策を推進します。

③ 子育て家庭に優しい都市環境の整備

ゆとりある道路や公共施設の整備をはじめ、バリアフリーのまちづくりを推進し、子育て家庭をはじめすべての市民が安全に安心して利用できる道路や施設などの都市環境整備を進めるとともに、誰もがお互いを尊重する「心のバリアフリー」の普及をさらに推進します。

④ 交通安全の推進

交通事故防止のための交通安全運動や啓発活動を推進し、シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底など、交通事故のない安全なまちづくりを目指します。

⑤ 子育てしやすい住環境の整備

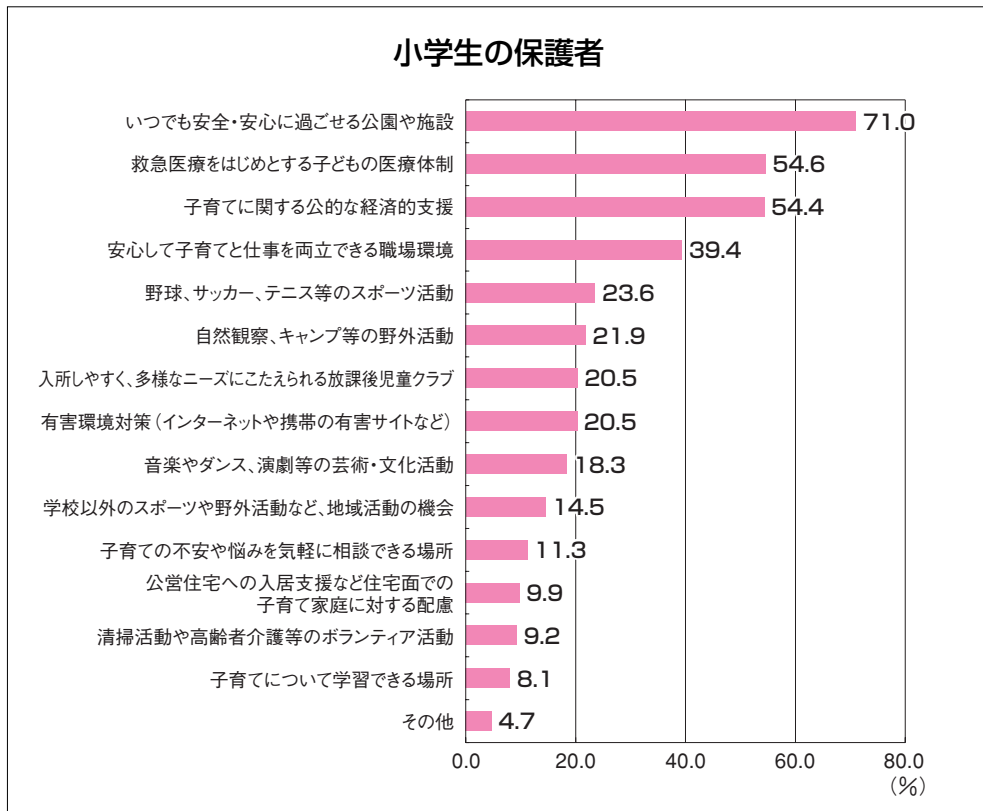
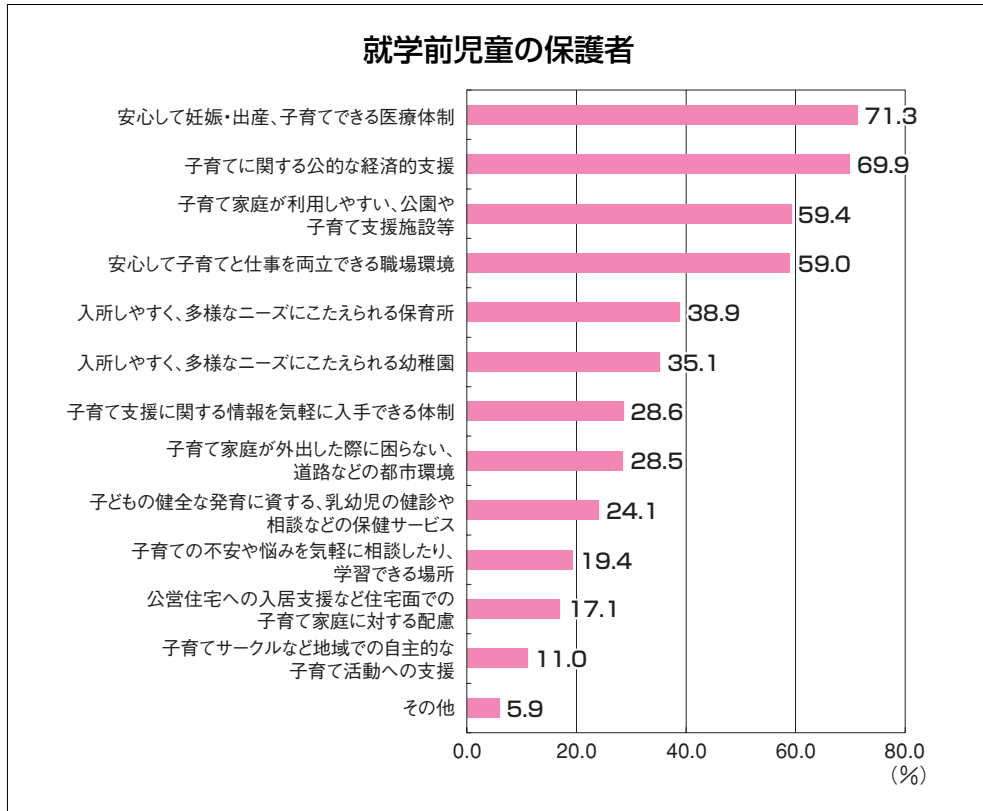
子育て家庭向けの良質な賃貸住宅の提供や、誰もが使いやすい「すこやか仕様住宅」の整備、安全で快適な住環境を確保するためのシックハウス対策など、子どもを生き育てやすい住環境の整備を進めます。

【成果の指標（目標）】

- i) 子どもの遊び場や公園に対する満足度（増加）
- ii) 子どもとの外出時に安心と感じる割合（増加）

〔参考データ〕

○ より力を入れてほしい子育て支援策



資料：北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査（平成20年度）」

注：複数回答

○ 北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査（平成20年度）」
自由記載欄意見（要旨抜粋）

（公園・遊び場など）

- ・ 安全で遊びやすい公園や広場がもっとあればよい。
- ・ 公園によちよち歩きの子どもが遊べる遊具をもっと増やしてほしい。

（地域の治安）

- ・ 子どもが事件に巻き込まれるようなことが増えており、不安に思うことが多い。
- ・ 安心して子どもを遊ばせることができなくなった。

（道路などの都市環境）

- ・ ベビーカーで出かけやすいように歩道の整備など、公共交通機関や企業などが一丸となって取り組んでほしい。
- ・ 歩道が狭かったり、ガタガタしていたりするため、ベビーカーを押しにくい。

（交通安全）

- ・ 車の運転マナーが悪い。
- ・ 交通事故が多く不安である。



具体的な取り組み

※ 網かけの事業は、新たに取り組む、拡充を図るまたは引き続き重点的に取り組むもの

① 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	地域に役立つ公園づくり事業 【拡充】 (建設局・緑政課)	各小学校区において、まちづくり協議会をはじめ、幅広く地域の意見を聞きながら地域住民と協働で、身近な公園の活用策を検討し、地域が求める機能を持った公園の計画を策定し、整備を実施します。 【計画を策定する小学校区数】 21年度：4校区（モデル校区） →26年度：44校区（毎年度8校区程度、 22年度から本格実施）
2	愛着の持てる身近な公園 づくり【拡充】 (建設局・緑政課)	身近な公園において、利用者の要望、意見や危険箇所、老朽箇所に対応した維持補修・改修を行います。 【整備箇所数】 20～26年度：1,642箇所（毎年度250公園程度）
3	子育てに配慮した公園整備 事業【拡充】 (建設局・公園建設課、緑 政課)	乳幼児期の屋外における自然体験や社会体験の場、子育て中の親同士のコミュニケーションの場として、各区の中核をなす既存公園に、子育てに配慮したコーナーを設置します。 【整備箇所数】 20年度：13箇所→26年度：20箇所 (毎年度2公園程度)
4	親子ふれあい公園づくり (建設局・公園建設課、緑 政課)	子どものふれあいや親同士の交流など、子育て環境の充実を図るため、各区の中心となる公園において、4歳から学齢前の子どもを主な対象にした子育て広場を整備します。 【整備箇所数】 20年度：3箇所→22年度：8箇所
5	紫川都市基盤河川改修事業 (紫川マイタウン・マイリ バー整備事業) (建設局・計画課、設計課)	紫川下流部の河川改修事業により治水対策を推進するとともに、「洲浜ひろば」や、河畔を散策できるプロムナード（高水敷）、イベントに利用できる「水上ステージ」などの親水整備を行い、水辺を活かした安全で快適な街づくりを行います。 【事業進捗率】 20年度：88.7%→25年度：100%

6	<p>海辺のマスタープラン2010の推進</p> <p>(港湾空港局・総務経営課、計画課、整備課)</p>	<p>多くの市民が気軽に港や海辺の魅力に接することができるよう、水際線の整備を進めます。</p> <p>また、計画づくりから施設整備、利用のあり方までさまざまな段階で市民参加を進め、市民にとって利用しやすく安全な施設整備を行います。</p>
---	---	--

② 防犯や防災など安全・安心なまちづくりの推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	<p>AED設置事業</p> <p>(子ども家庭局・子育て支援課、保育課、青少年課、総務市民局・市民センター室)</p>	<p>安全で安心な施設環境を整備するため、児童福祉施設や青少年施設等へのAED（自動体外式除細動器）の設置に取り組むとともに、正しい利用方法の周知に努めます。</p>
2	<p>モラル・マナーアップの推進【拡充】</p> <p>(総務市民局・安全・安心課)</p>	<p>迷惑行為のない快適な生活環境を確保するため、モラル・マナーアップ関連条例を施行し、「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の4つの行為については、罰則を適用し、過料の徴収を行っています。</p> <p>このような条例や罰則適用のさらなる周知に加え、市民意識の醸成や地域活動の促進など、迷惑行為をしない、させない人づくりを推進します。</p>
3	<p>「(仮称)スクール救命士」事業【新規】</p> <p>(消防局・救急課)</p>	<p>思わぬ病気や怪我に冷静に対応できるよう、小中学生の年齢層に応じたカリキュラムを策定し、救命講習を実施することにより「安全・安心」に対する意識向上を図るとともに、子どもたちが成人するまでに必要な最低限の知識・技術を身に付けられるよう事業を推進します。</p> <p>【実施学校】 24年度：全小中学校</p>
4	<p>生活安全パトロール隊の支援(地域防犯対策事業)</p> <p>(総務市民局・安全・安心課)</p>	<p>地域住民による自主防犯活動を促進するため、「生活安全パトロール隊」の活動を支援します。</p> <p>また、警察OBを指導員として採用し、パトロールへの同行、防犯講習会の開催など、地域の自主防犯意識の向上に努めます。</p> <p>【結成校区数】 20年度：全小学校区⇒現状維持</p>

5	安全セミナーの開催 (総務市民局・安全・安心課)	子どもたちが犯罪被害に巻き込まれないよう、子どもたち自身の危険回避能力を高めるため、夜間の防犯パトロールや環境美化活動、青少年への声かけ等を通じて、地域の社会環境改善のための活動を行っている「日本ガーディアン・エンジェルス」を講師に迎え、小中学生や市民を対象にした安全セミナーを開催します。 【セミナー開催数】 20年度：18回⇒現状維持（毎年度18回）
6	ガーディアン・エンジェルス セイフティ・センター運営 支援事業 (総務市民局・安全・安心課)	小倉北区のJR小倉駅周辺や魚町周辺の環境浄化活動や青少年からの悩み相談などを行うため、セイフティ・センターを設置しているガーディアン・エンジェルスに対して、センターの運営に係る支援を行います。
7	北九州市地域安全・安心 リーダー養成講座の開催 (総務市民局・安全・安心課)	「生活安全パトロール隊」の代表や指導的な立場の人を対象に、地域防犯活動のさらなるレベルアップと活性化を図るため、講義や体験学習などの安全・安心に係る「講座」を開催して、地域における防犯リーダーを育成します。 【実施回数】 毎年度1回
8	まちかど見守り運動推進事業 (総務市民局・安全・安心課)	市民や企業等が、啓発物品やマグネットシート等を所持、掲示し、日常生活または日常業務中に不審なこと、危険な個所等を警察や市に通報する「まちかど見守り運動」を推進します。 これにより、ひったくり、車上ねらい、空き巣など、地域で起こる犯罪に対して、市民の防犯意識を向上させるとともに、犯罪防止を図ります。 【参加人数】 20年度：10,700人⇒26年度：15,000人 (毎年度15,000人)
9	落書き消去活動支援事業 (総務市民局・安全・安心課)	市民による迷惑行為防止活動の推進と環境美化を図るため、地域住民、企業、商店街、学校、NPO等に対し、溶剤・用具等を提供して、自主的な落書き消去活動を支援します。
10	安全・安心まっぷの作成 (総務市民局・安全・安心課)	市民に身近な犯罪の発生状況を正しく認識してもらい、防犯意識を高めるとともに、犯罪等に対する自己防衛対策や地域での防犯活動に役立てるため、「安全・安心まっぷ」を作成し、区役所や市民センターなどで市民に配布します。 【配布部数】 毎年度50,000部

11	<p>明るく安全なまちづくり 街灯整備事業 (建設局・道路維持課)</p>	<p>「まちをもっと明るく」という市民要望を受け、夜間の通行安全性の向上を目的に、地域の幹線道路や通学路、公共施設の周辺道路に、街路灯（100W）や生活街路灯（40W）を整備します。</p>
12	<p>消防“夢”コンサート事業 (消防局・人事企画課)</p>	<p>消防音楽隊が、市内の小・中・特別支援学校に出向き、音楽教育の一環として実施しているコンサートを通じて、音楽の素晴らしさや多くの仲間とひとつの音楽を創造するチームワークなどを学ぶ「心の教育」を行います。</p> <p>また、演奏のほかに、消防隊員による防災講話を行い、火災等災害への注意を喚起し、幼少期からの防火・防災意識の向上と普及を図ります。</p> <p>【実施学校数】 20年度：52校⇒現状程度維持（毎年度50校）</p>
13	<p>「消防士さんといっしょ」事業 (消防局・予防課)</p>	<p>子どもたちが、防火・防災について確かな視点で学習し、その経験を家庭や地域生活で実践していくことにより、本市が「災害に強いまち」になることを目指すため、消防職員が、小学校4年生社会科単元「火事をふせぐ」の授業のうち2時間を担当します。</p> <p>その中で、119番通報訓練、消火器取り扱い訓練等の体験重視の授業を行うとともに、消防士の実体験を通じて、防火・防災意識の普及や命の大切さを伝えます。</p> <p>【対象校への年間実施率】 20年度100%⇒現状維持（毎年度100%）</p>
14	<p>児童見守り消防隊 (消防局・警防課)</p>	<p>消防隊が警防調査および査察等の業務中に、消防局で作成した「児童見守りパトロール」のステッカーを消防車両に掲示して通学路を巡回することで、児童生徒の見守り活動を行います。</p>
15	<p>パパママ救急教室 (消防局・救急課)</p>	<p>乳幼児の命を守るための応急手当の知識と技術を新米パパママに身に付けてもらい、子育てへの不安を少しでも和らげるため、「パパママ救急教室」を東西2箇所定期的に開催します。</p> <p>【実施回数】 毎月1回、親子10組程度×2箇所</p>

16	J-DIG（中学生を対象とした災害図上訓練） （消防局・地域防災課）	地域コミュニティの大切さや防災意識の向上を図るため、中学校においてDIG授業を実施します。 【実施学校数】 20年度：5校⇒25年度：10校（毎年度10校）
----	---------------------------------------	--

③ 子育て家庭に優しい都市環境の整備

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	暮らしにやさしい道事業【拡充】 （建設局・道路計画課）	まちづくり協議会など地域と連携して、市民センターなど地域の活動拠点周辺の課題・要望等について、アンケート調査を実施します。これを踏まえて、緊急かつ小規模で即効性のある身近な道路整備を行い、活動拠点の利便性の向上を図ります。
2	安全で歩行者等にも優しい道路整備【拡充】 （建設局・道路計画課）	自転車・歩行者の死傷事故の発生割合が高い住居・商業地区を「あんしん歩行エリア」に指定し、歩行者等優先の道路構造にするなど歩行者等の安全な通行を確保するための整備を推進します。 【あんしん歩行エリア、事故危険箇所等の対策】 24年度：22箇所（全22箇所）
3	人にやさしいまちづくりの推進≪再掲≫ （保健福祉局・総務課）	「バリアフリーウィーク」や「バリアフリースポーツの体験ひろば」などの啓発事業を通じて、誰もがお互いを尊重し、支えあい・助け合いを大切にする「心のバリアフリー」を広めることにより、“バリアのない”“バリアを感じない”人にやさしいまちづくりを推進します。
4	バリアフリーのまちづくりの推進 （建設局・道路計画課）	子育て家庭をはじめ、誰もが安全で安心して移動できる都市空間を実現し、社会参加できる環境づくりを推進するため、公共施設を中心とした地域における歩道の段差解消や、主要駅周辺地区等の主要経路の整備など、バリアフリー化を推進します。 【主要駅周辺地区等のバリアフリー化された主要道路の割合】 20年度：88%⇒24年度：95%
5	足元道路の整備 （建設局・道路計画課）	日常反復して行われる道路施設の手入れ・軽度の修理や老朽化して損傷の著しい部分の修理を行い、安全で安心な道路空間の確保を図ります。 また、地域住民からの要望に迅速に対応し、道路の舗装、路側・側溝の整備を行います。

6	都市モノレール施設改善・維持修繕事業 (建築都市局・都市交通政策課)	公共交通機関である都市モノレール停留場(全13停留場)をバリアフリー化することで、子どもや高齢者等、交通弱者の移動の円滑化を図ります。 【整備停留場数】 20年度：10停留場⇒22年度：13停留場
7	JR既存駅に対する昇降装置整備支援事業 (建築都市局・都市交通政策課)	公共交通機関であるJR駅(市内13箇所)をバリアフリー化することで、子どもや高齢者等、交通弱者の移動の円滑化を図ります。 【整備駅数】 20年度：11駅⇒22年度：13駅
8	バリアフリー環境整備促進事業 (建築都市局・建築指導課)	妊産婦や子育て家庭、高齢者および障害者等が利用しやすい優良な建築物の整備を促進するため、バリアフリー法の認定を受けた建築物で、その建物内の不特定かつ多数の人が利用する施設(商業施設等は除く。)に至る、移動システム等の整備にかかる費用の一部を補助します。

④ 交通安全の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	交通安全施設の整備 (「文」マーク) (総務市民局・安全・安心課)	子どもの交通事故防止対策として、運転者に通学路に対する注意を促し、児童の登下校時の安全な通行を確保するため、通学路に「文」マーク路面標示を実施します。 【年間設置箇所数】 20年度：55箇所⇒現状程度維持
2	交通安全の推進 (総務市民局・安全・安心課)	交通事故のない安全なまちづくりを目指し、警察、交通安全推進団体、企業、市民等が一体となった交通安全運動や啓発活動を推進します。 また、交通安全意識やマナー向上を図るため、学校・職場・地域での交通安全教育を促進します。 【交通事故死者数】 20年：37人⇒現状維持(毎年40人以下)
3	チャイルドシートの着用促進 (総務市民局・安全・安心課)	子どもの自動車乗車中の交通事故被害を軽減するため、チャイルドシート着用の徹底や適正な使用方法、その効果についての広報啓発活動を実施します。 【着用率】 20年度：40%⇒26年度：67%

4	若松校区内におけるスクールバス運行事業 (交通局・業務課)	<p>若松区には、児童・生徒の自宅から学校までの通学距離が非常に長く、徒歩による通学が困難な校区があるため、交通局の経費負担でスクールバスを運行し、小・中学生の通学手段を確保しています。</p> <p>具体的には、江川小学校・花房小学校の児童向けには、学校行事に運行日時を合わせた専用スクールバスを運行し、小石小学校・向洋中学校の児童・生徒向けには、学校の登下校時間に一般乗合バスの運行時間を合わせています。</p>
---	---	--

⑤ 子育てしやすい住環境の整備

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	優良賃貸住宅供給支援事業 (特定優良賃貸住宅) (建築都市局・住宅計画課)	<p>若年世帯等の定住を促進するため、人口減少や高齢化が進む「まちなか」において子育て世帯を含むファミリー向けの良質な賃貸住宅を建設する民間事業者に対して、建設費および改修費の補助を行うとともに、対象となる住宅では、一定の基準を満たした入居者に家賃補助を実施します。</p> <p>【認定戸数(年間)】 20年度：48戸⇒現状維持(毎年度50戸程度)</p>
2	家庭内事故防止のためのPR<<再掲>> (子ども家庭局・子育て支援課、子ども家庭政策課)	<p>0歳児を除く子どもの死亡原因のトップである不慮の事故をなくすため、「子育てふれあい交流プラザ」内に、日常生活空間を再現した「セーフキッズ」を設置し、家庭内の危険箇所や予防方法を紹介しています。</p> <p>また、事故予防教室や講演会等を開催することにより、乳幼児を持つ保護者に事故予防に対する啓発と具体的な指導を行います。</p>
3	住宅市街地総合整備事業 (拠点開発型) (建築都市局・再開発課)	<p>交通や買物など生活利便性の高い「まちなか」において、住宅供給の促進や生活環境の改善・向上を進めることにより、年少人口の定住やコミュニティの回復および子育て支援など、都市活力の再生を図ります。</p>
4	すこやか住宅普及事業 (建築都市局・住宅計画課)	<p>すこやか住宅セミナーの開催や高齢者等の住宅相談、すこやか住宅改造助成事業の実施により、「すこやか住宅」(床段差解消、手摺の設置等)の普及を促進し、子育て世代の生活環境の負担を軽減します。</p>

5	賃貸住宅供給支援・情報提供 (建築都市局・住宅計画課)	子育てを担うファミリー世帯に、良質な賃貸住宅を供給するため、高齢者等の住宅資産の賃貸化や円滑な住み替えを支援するなどの施策を推進します。
6	住まいの相談支援事業 (建築都市局・住宅計画課)	多様化している住まいに関する相談に的確・専門的に応じるため、シックハウス対策など適切な情報提供を行うとともに、住宅相談窓口において専門指導員等による相談を受け付け、子育てしやすい環境の充実を図ります。
7	北九州市住宅ローン金利優遇制度 (建築都市局・住宅計画課)	バリアフリー、省エネルギー仕様、耐震仕様の人と環境にやさしい住宅の普及を促進するため、住宅の取得やリフォームにかかるローン金利の優遇(0.1%)を民間金融機関と連携し実施します。 【融資戸数】 20年度：20戸⇒26年度：100戸 (毎年度100戸)
8	多子世帯向け市営住宅への優先入居 (建築都市局・住宅管理課)	市営住宅への入居希望者の中で、特に住宅の自立確保が困難と思われる多子世帯に対し、募集戸数を優先的に確保します。 【募集戸数(年間)】 20年度：76戸⇒26年度：100戸 (毎年度100戸)
9	市営住宅整備事業 (建築都市局・住宅整備課)	市営住宅の整備にあたって、子育て世帯や高齢者など誰もが使いやすい「すこやか仕様住宅」(床段差解消、手摺の設置、高齢者向け浴槽等)の整備を進めるとともに、安全で快適な住環境を確保するため、シックハウス対策を実施し、子育てしやすい環境を整備します。
10	市有建築物のシックハウス対策 (建築都市局・建築保全課)	室内空気汚染については、ホルムアルデヒド等の化学物質によって健康被害の発生が考えられることから、市有建築物の工事完了時に室内化学物質の残量が国の示す指針値以下であることを確認するなど、誰もが安心して市有施設を利用できるように、室内空気中における化学物質の残量抑制を図ります。 【対象建築物(年間)】 20年度：55施設⇒現状程度維持(毎年度50施設)